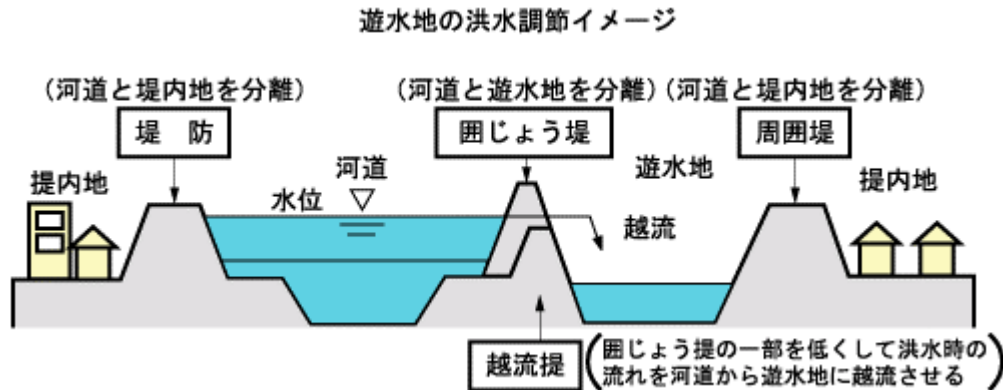


遊水地について

1. 遊水地の型式

- ・ 遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合（河道遊水地）と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合（洪水調節池）がある。



2. 遊水地の位置

- ・ 「河川砂防技術基準 H16.3」においては、「遊水地等は、洪水防御の対象地域に対する洪水調節効果が確実で貯水容量の確保が有利である地点に設けなければならない。」とされている。
- ・ また、「河川砂防技術基準（案）同解説計画編 H9.10」では、遊水地の位置選定の考え方として、以下の内容が整理されている。

遊水地は地形上、土地利用上の制約から位置を任意に選定することが困難な場合が多いが、洪水調節効果から考えると、治水計画上考えられている主要洪水防御地域にできるだけ近いことが望ましい。

しかし、下流域になればなるほど対象洪水のハイドログラフが扁平になるため、カット量に比較して大きな容量を必要とし、山間部の貯水池のように大きな水深がとれないので広大な面積を必要とする。

また、下流の都市周辺地域では都市化の進行が著しく、用地取得が難しくなっているので、これらを総合的に勘案して決定しなければならない。

- ・ その他、社会的影響や施工の容易性、維持管理の面からは、以下のような場所が候補地になりうる。

支川合流部や谷地など水が広がらない場所

川の水が引けば自然の力で速やかに排水できる場所

元々、浸水しやすい低地で住宅等が無い又は少ない場所